

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧ください。コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. その他

■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について

当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

・ファンド名称の前に●がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 100 倍の値を表示しています。

（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、10,000 口と表示されます。

・ファンド名称の前に◆がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 1,000 倍の値を表示しています。

（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、100,000 口と表示されます。

■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

・購入時申込手数料 最大 3.85%（税込）

本手数料率は、IFAが媒介する取引の場合に適用されます。

■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3%（税込）のファンドをご購入される場合

（例 1）口数指定で購入する場合（円貨決済）

購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合

申込手数料（税込）＝10,000 円×100 万口÷10,000 口×3.3%＝33,000 円となり、合計 1,033,000 円（税込）お支払いいただくことになります。

（例 2）口数指定で購入する場合（外貨決済）

購入価額 10 米ドル（1 口あたり）で 1 万口ご購入いただく場合

申込手数料（税込）＝10 米ドル×1 万口÷1 口×3.3%＝3,300 米ドルとなり、合計 103,300 米ドル（税込）お支払いいただくことになります。

（例 3）金額指定で購入する場合（[]内は外貨決済を選択した場合の例）

100 万円[10 万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円[10 万米ドル]の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円[10 万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額（税込）は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

4. 当社の概要

- ・ 商号等 マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・ 本店所在地 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・ 設立 1999 年 5 月
- ・ 資本金 13,195,101,821 円※
- ・ 主な事業 金融商品取引業
- ・ 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本暗号資産取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・ 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・ 連絡先 ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォー
ムからお問合せいただけます。

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト（<https://info.monex.co.jp/company/summary.html>）でご確認ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓 口 ： お客様ダイヤル

電話番号 ： 固定電話 0120-846-365（無料）

： 携帯電話・一部 IP 電話 03-6737-1666（有料）

受付時間 ： 8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

以 上

（2024年3月）

KTM_TOUSHIN_2.2

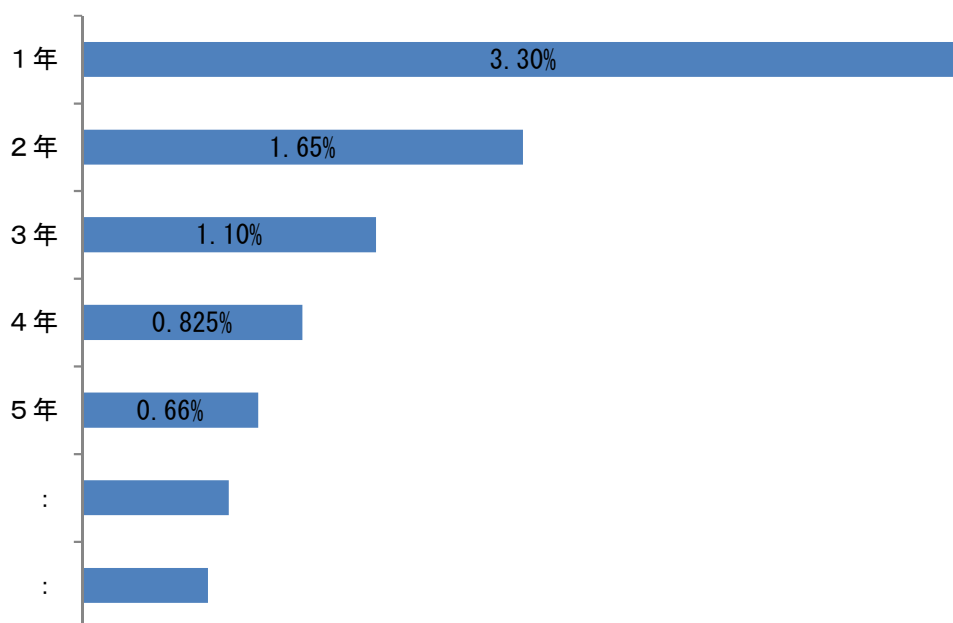
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたり負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3.3%（税込）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税込）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただくず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

（2021年8月）

シュローダー・アジアパシフィック E S G フォーカス・ファンド (資産成長型)

追加型投信／内外／株式

本ファンドは、NISAの成長投資枠の対象です。

※販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	日本、アジア、オセアニア	ファミリー ファンド	なし

※上記属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、「一般社団法人投資信託協会」のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■この目論見書により行うシュローダー・アジアパシフィック E S G フォーカス・ファンド(資産成長型)の募集については、発行者であるシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年9月20日に関東財務局長に提出し、2024年9月21日にその届出の効力が生じています。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第90号

I 設立:1991年12月20日

I 資本金:4億9千万円(2024年6月末現在)

I 運用する投資信託財産の合計純資産総額:約4,537億円(2024年6月末現在)

I グループ会社全体の運用総額:7,737億英ポンド(約157兆円)

(2024年6月末現在、1英ポンド=203.34円換算)

照会先

インターネットホームページ
<http://www.schroders.co.jp/>電話番号
03-5293-1323 [受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで]

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

■ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、左記委託会社の照会先までお問い合わせください。

■ファンドに関する金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は左記委託会社のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。

■ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

■ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において固有財産等と分別管理されています。

■請求目論見書は販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分お読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

日本を含むアジアパシフィック諸国の株式に投資し、信託財産の積極的な成長を目指した運用を行います。

ファンドの特色

① 日本を含むアジアパシフィック諸国の株式を実質的な主要投資対象とします。

- 「シュローダー・アジアパシフィック(除く日本)株式サステナブル投資マザーファンド」ならびに「シュローダー・日本株式サステナブル投資マザーファンド」を通じて投資を行います。(以下、それぞれ「アジアマザー」、「日本マザー」、総称して、または各々を指して「マザーファンド」という場合があります。)
- 各マザーファンド受益証券への投資比率は、MSCI オールカントリー・アジア・パシフィック・インデックスの構成国における日本を除くアジアパシフィック諸国と日本との比率に準じた割合を目安とし、必要に応じてリバランスを行います。
- 実質的外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

② シュローダーのESG基準に満たない銘柄を除外し、各マザーファンドにおいて参考指数よりも高いサステナビリティ・スコア*のポートフォリオ構築を目指します。

- *サステナビリティ・スコアとは、投資対象銘柄の価値に影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ・リスク(環境、社会、ガバナンス上の出来事や制約)を評点したもので、シュローダー独自のツールや外部データを活用して評価されます。
- シュローダー・グループ*のアナリストによるESG(環境・社会・ガバナンス)評価を含む企業調査を行い、ポートフォリオ構築に際してはシュローダーのESG基準に満たない銘柄を除外した上で、持続的に利益の成長が期待されると判断する企業に投資します。
- アジアマザーにおいては MSCI オールカントリー・アジア・パシフィック・インデックス(除く日本。円ベース)よりも高いサステナビリティ・スコア、日本マザーにおいてはTOPIX(東証株価指数)よりも高いサステナビリティ・スコアのポートフォリオ構築を目指します。

③ ESGの観点を組み入れた運用アプローチを有するシュローダー・グループ*が運用を担当します。

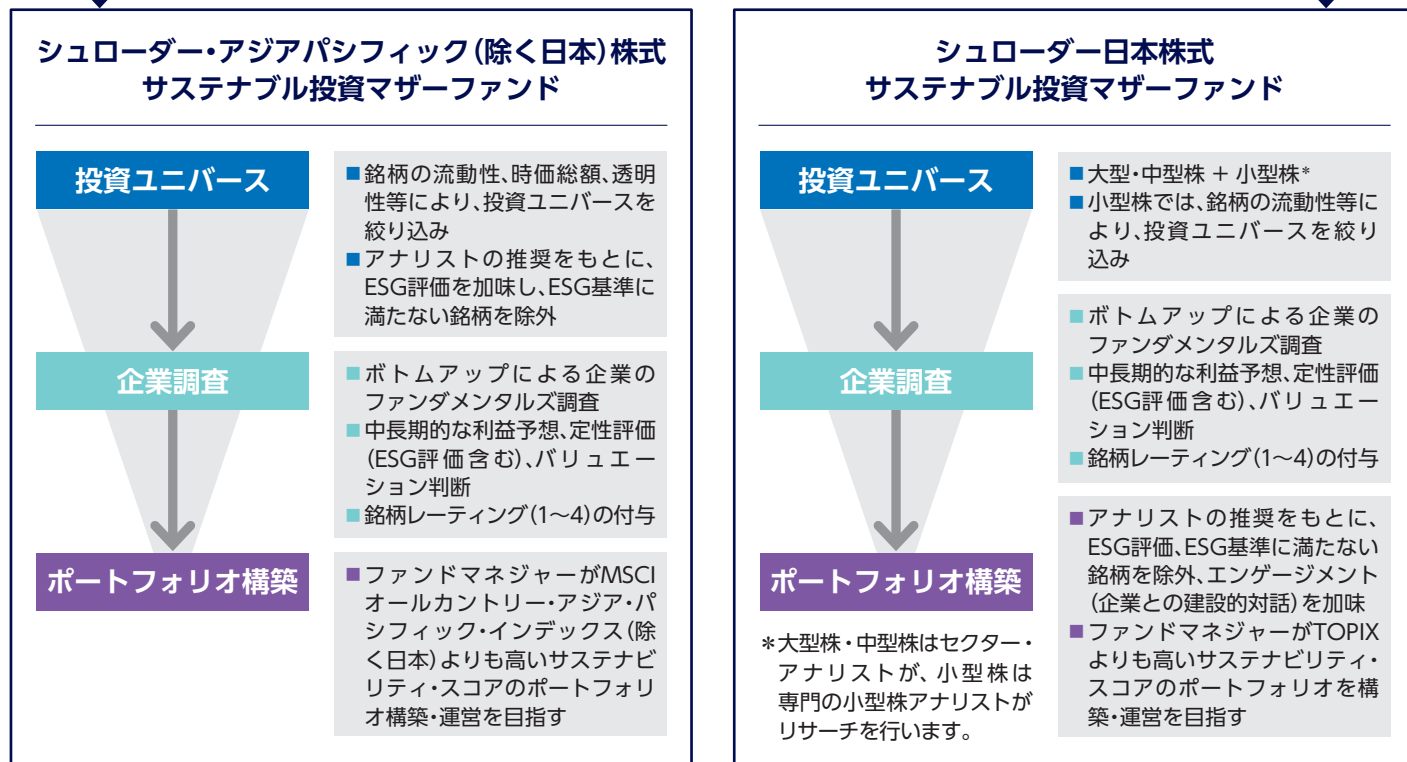
- 創業以来200年以上の歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループ、シュローダーの経験豊富な運用プロフェッショナルが運用を行います。
- アジアマザーの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント(香港)リミテッドに、外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。また、日本マザーの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント株式会社の日本株式チームが運用を担当します。

*シュローダー・グループとは、シュローダーplcを直接もしくは間接的に親会社とする会社等をいいます。

運用プロセス

シュローダー・アジアパシフィック ESG フォーカス・ファンド (資産成長型)

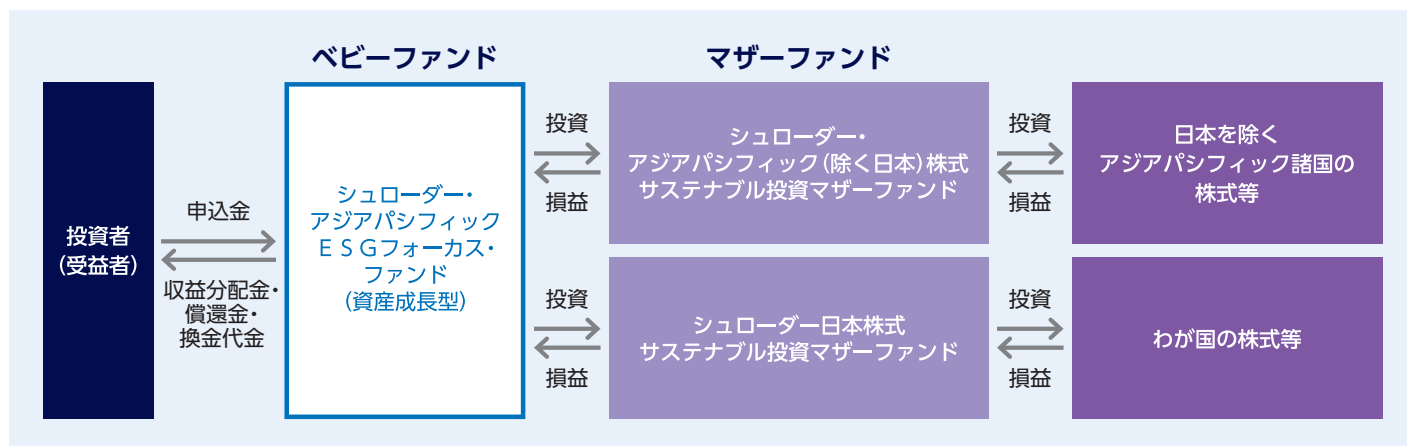
各マザーファンド受益証券への投資比率は、MSCI AC Asia Pacific Indexの構成国における日本と日本以外の国との比率に準じた割合を目安とし、必要に応じてリバランスを行う。



※上記の運用プロセスは、予告なく変更することがあります。

ファンドの仕組み

■ ファンドは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うファミリーファンド方式で運用を行います。



※マザーファンドに投資するベビーファンドは、他に分配方針の異なるシュローダー・アジアパシフィック ESG フォーカス・ファンド (予想分配金提示型) があります。

※本書において「実質的な主要投資対象」および「実質投資割合」とは、それぞれ、マザーファンドが投資する最終的な投資対象資産 (株式等) およびその投資割合をいいます。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

分配方針

年1回の決算時(原則6月20日。休業日の場合は翌営業日。)に、以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市場動向等を勘案し決定します。
なお、分配を行わないことがあります。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ サステナビリティ・リスクとサステナビリティ・リスク管理

シュローダーは、ファンドの運用においてサステナビリティ・リスクを考慮します。

*シュローダーとは、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社をはじめとするシュローダーplcを直接もしくは間接的に親会社とする会社等(シュローダー・グループ)をいいます。

サステナビリティ・リスクとは、環境、社会、ガバナンス上の出来事や制約のことであり、これらの出来事が発生した場合、投資対象の価値およびリターンに実際にまたは潜在的に重大な悪影響を与える可能性があるものをいいます。サステナビリティ・リスクは、特定の事業の内外で発生し、複数の事業に影響を与える可能性があります。特定の投資対象の価値に悪影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ・リスクは以下のものを含みます。

環境：洪水および強風等の異常気象、汚染事故、生物多様性または海洋生息地への被害
社会：労働ストライキ、傷害または死亡等の安全衛生上の事件、製品安全上の問題
ガバナンス：脱税、従業員間の差別、不適切な報酬慣行、個人情報保護の懈怠
規制：持続可能な事業および慣行を保護または奨励するための新しい規制、税制または業界基準の導入

ESGファンド固有のリスク

- シュローダーのESGファンドは、環境的または社会的特性を有しており、投資対象銘柄の選択にサステナビリティ基準を適用します。結果として一部の企業、業界、セクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、サステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性があります。
- 持続可能な投資の構成について投資家の皆様の間で異なる見解を有する可能性があるため、シュローダーのESGファンドは、特定の投資家の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性があります。
- サステナビリティ・リスクが投資対象銘柄に与える影響度合いを評価するにあたって、シュローダーの独自ツールのほか外部データなどを利用することがあるため、これらのツールやデータが有効でない場合には、ファンドのポートフォリオにおける投資対象銘柄のウェイトの判断に影響する場合があります。

サステナビリティ・リスク管理

投資判断を行う際、資産クラス、投資戦略および投資ユニバースの違いにより、これらの複合的なリスクに対して異なるアプローチが必要になる可能性があります。シュローダーは、通常、例えば、発行体がもたらす可能性のある、社会に対する全般的な費用および利益ならびに環境、または炭素税の引上げ等の個々のサステナビリティ・リスクによって発行体の市場価値がどのように影響を受けるかを(関連するその他の留意事項と併せて)評価することにより、潜在的な投資対象を分析します。

また、シュローダーは、通常、かかる発行体と、顧客、従業員、サプライヤーおよび規制当局といった主要な利害関係者との関係を考慮します。これには、かかる関係が持続可能な方法で管理されているか、および、その結果、発行体の市場価値に重大なリスクがあるかどうかの評価が含まれます。

いくつかのサステナビリティ・リスクの影響には、調査、または独自のもしくは外部手段の利用を通じて、推定可能な価値または費用を有する可能性があります。このような場合には、従来からの財務分析にこれを組み込むことができます。発行体に適用される炭素税の増税による直接的な影響を例として挙げた場合、費用の増加または売上減少として財務モデルに組み込むことができます。その他の場合、かかるリスクを定量化することがより困難であるため、シュローダーは、その他の方法で、例えば、発行体の予想される将来価値を引下げることで明示的に、または、例えば、サステナビリティ・リスクが当該発行体にどの程度の影響を及ぼす可能性があるかについてのシュローダーの判断に応じて、ファンドのポートフォリオにおける発行体の証券のウェイトを調整することで暗示的に、その潜在的影響を織込むよう努めます。かかる評価を行うために、適切な場合には、外部のデータ提供者からの補足的な評価基準およびシュローダー自身のデュー・デリジェンスに加えて、一連の独自ツールを利用することがあります。かかる分析により、サステナビリティ・リスクのファンド全体のポートフォリオに及ぼす潜在的影響や、その他のリスクを考慮して、ファンドの予想リターン額についてのシュローダーの見解が反映されます。シュローダーのリスク管理機能により、サステナビリティの観点からポートフォリオのエクスポージャーを独立した立場で監視できます。かかる監視には、ポートフォリオ内のサステナビリティ・リスクの独立した評価、ならびにサステナビリティ・リスク・エクスポージャーについての十分な透明性および報告を確保することが含まれます。

スチュワードシップ方針について

- シュローダーは、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく「建設的な対話」(エンゲージメント)、積極的な議決権行使などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、投資リターンの拡大を図る責任を有すると考えています。
- 伝統的な財務分析に加え、企業が環境、社会、ガバナンス (ESG) に関するリスクにどの程度さらされているか、また、それをどのように管理しているか、を分析することは、適正な企業価値の理解、長期的に持続可能な利益を創出する能力の見極めという観点で非常に有益だと考えています。
- シュローダーのスチュワードシップ・コードに係わる取組み内容やエンゲージメントの実施例については、委託会社のホームページをご参照ください。
(<https://www.schroders.com/ja-jp/jp/intermediary/about-us/stewardshipcode/>)

基準価額の変動要因

- ファンドは組入有価証券等の価格下落、発行体の倒産および財務状況の悪化、為替変動等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- 分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

組入株式の 価格変動リスク、 信用リスク

ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映し、下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。それらにより組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

ファンドが実質的に投資を行う外貨建て資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

カントリー リスク

実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制等が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

チャイナ・コネクト^{*1}を通じて中国A株^{*2}への投資を行う場合があります。チャイナ・コネクトの規則は変更される可能性があり、かかる変更が遡及的効力をもたらす場合があります。また、チャイナ・コネクトには取引額に制限があります。チャイナ・コネクトを通じた取引が停止された場合、ファンドによる中国A株への投資やチャイナ・コネクトを通じた中国本土市場へのアクセスに悪影響を及ぼします。このような場合には、ファンドの投資目的の達成が困難になる可能性があります。

ファンドはチャイナ・コネクトを通じて、上海証券取引所のハイテック新興企業向け市場（スターボード）や深セン証券取引所の新興企業向け市場（チャイネクスト）に上場する新興企業の株式に投資する場合があります。これらの企業は事業規模が小さいため、株式の流動性や株価変動性、回転率が大きく、株価は過大評価され、持続しない可能性があります。また、流通株式が少ないため株価操作される可能性があります。また、企業の収益性や資本金規制などに関する上場基準は、大企業が上場する中国A株メインボード市場に比べて厳格でなく、上場廃止となるリスクもあり、上場銘柄数が限られているため、少数銘柄へ投資が集中するリスクがあります。これらの事象が組入銘柄に生じた場合、ファンドは重大な損失を被る可能性があり、これにより基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。

^{*1} チャイナ・コネクトとは、中国本土と香港の間で証券市場への相互アクセスを実現することを目的とした証券取引および決済接続制度であり、上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトを指します。

^{*2} 中国A株とは、中国本土の証券取引所に上場され、人民元で取引されている中国企業の株式をいいます。

流動性に関する リスク

証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

■ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

【収益分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

【流動性リスクに関する留意事項】

ファンドに大量の解約申込みがあり短期間で解約資金を準備する場合や取引市場において市場環境が急変した場合等には、組入資産の流動性が低下して市場実勢から想定される価格水準から乖離した取引となったり、取引量が限られる場合があります。このような場合には基準価額が下落したり、換金申込みの受け付けを中止することや換金代金のお支払いが遅延する場合があります。

【ファミリーファンド方式に関する留意事項】

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの設定・解約等に伴う組入有価証券等の売買が行われた場合等には、組入有価証券等の価格変化や売買手数料の負担等により、ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

【現金等の組入に関する留意事項】

市場動向等によっては、短期金融資産や現金の実質的な組入比率が高まり、その他の投資対象資産の実質的な組入比率が低下する場合があります。

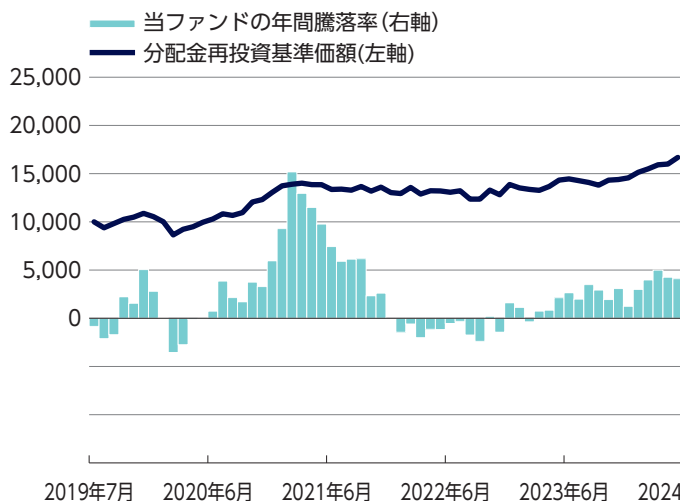
リスクの管理体制

- 運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。
- 流動性リスク管理方針を定めて運用部門から独立したリスク管理部署が、ファンド組入資産の流動性リスクを随時モニタリングするとともに、緊急事態発生時の対応策を規定し、検証を行います。リスク委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督しています。

参考情報

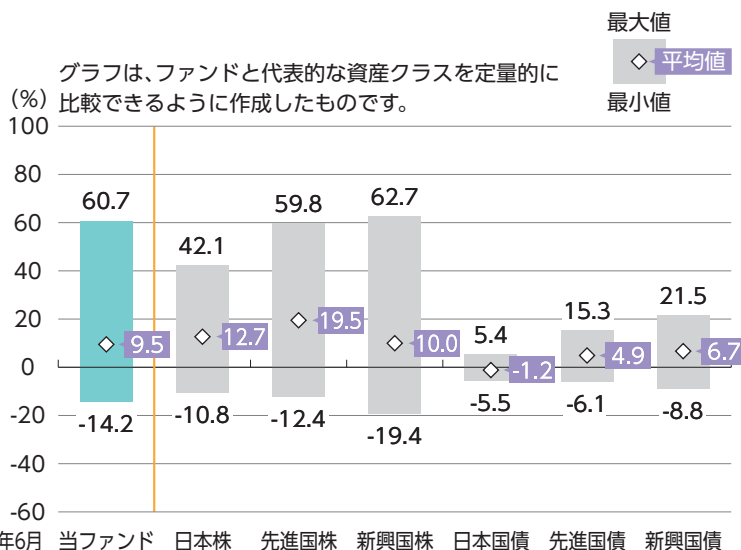
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2019年7月末～2024年6月末



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2019年7月末～2024年6月末



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年7月末を10,000として指数化しております。

※年間騰落率は、2019年7月から2024年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2019年7月から2024年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
- 先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIは、本資料に含まれるいかなるMSCIのデータについても、明示的・黙示的に保証せず、またいかなる責任も負いません。MSCIのデータを、他の指数やいかなる有価証券、金融商品の根拠として使用する、あるいは再配布することは禁じられています。本資料はMSCIにより作成、審査、承認されたものではありません。いかなるMSCIのデータも、投資助言や投資に関する意思決定を行うこと(又は行わないこと)の推奨の根拠として提供されるものではなく、また、そのようなものとして依拠されるべきものでもありません。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

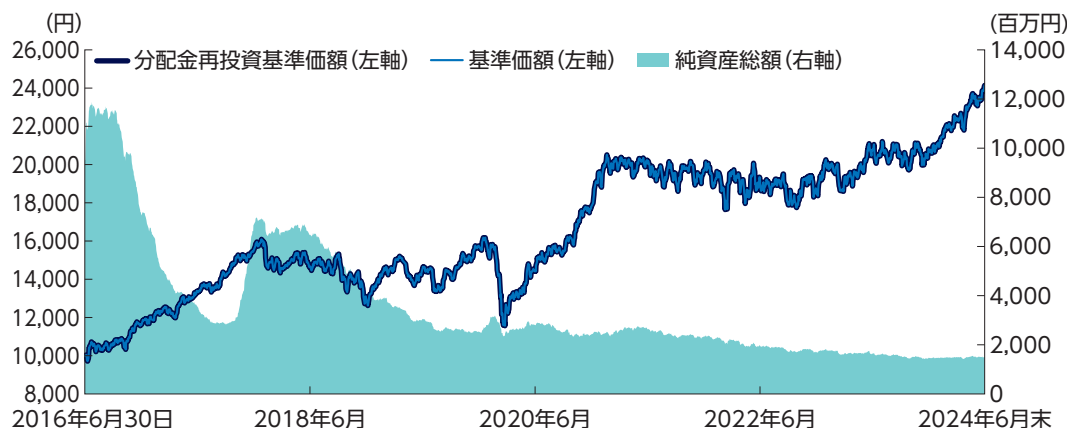
FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

基準価額・純資産の推移

■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移



※分配金再投資基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※設定日:2016年6月30日

分配の推移

■ 分配金(1万口当たり、税引前)

決算期	2020年6月	2021年6月	2022年6月	2023年6月	2024年6月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

主要な資産の状況

■ 組入上位国／地域

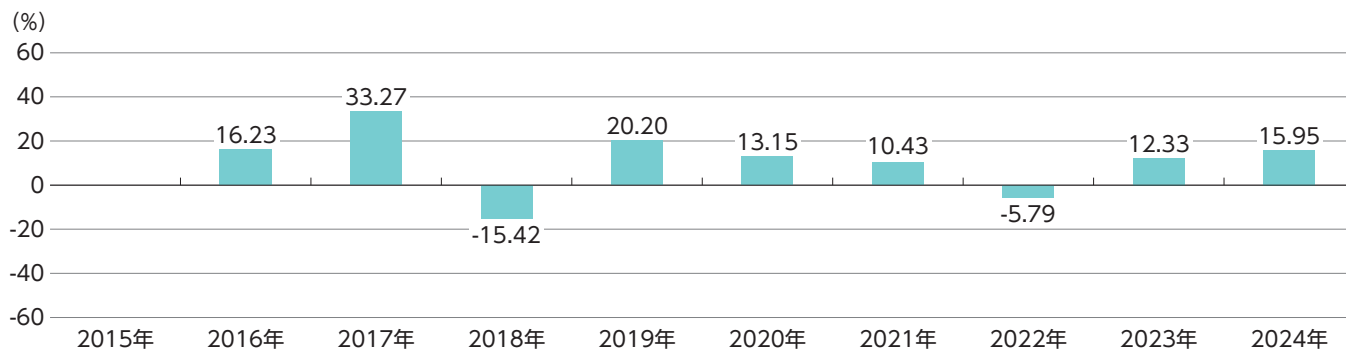
順位	国／地域	投資比率(%)
1	日本	32.9
2	中国	15.0
3	インド	12.2
4	台湾	10.6
5	オーストラリア	9.6
6	韓国	8.4
7	香港	2.5
8	シンガポール	1.8
9	インドネシア	1.6
10	ニュージーランド	1.6

■ 組入上位銘柄

順位	銘柄	国／地域	業種	投資比率(%)
1	台湾セミコンダクター	台湾	情報技術	7.0
2	サムスン電子	韓国	情報技術	4.6
3	テンセント・ホールディングス	中国	コミュニケーションサービス	4.5
4	HDFC銀行	インド	金融	2.4
5	メディアテック	台湾	情報技術	2.2
6	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	金融	2.1
7	CSL	オーストラリア	ヘルスケア	2.0
8	シプラ	インド	ヘルスケア	1.7
9	AIAグループ	香港	金融	1.6
10	豊田自動織機	日本	資本財・サービス	1.6

※上記データは全てベビーファンドの状況(コール・ローン、キャッシュ等を除く)であり、マザーファンドの当該資産のうちベビーファンドに属するとみなした額を基に計算しています。業種はGICS(世界産業分類基準)の分類に基づいて表記しています。

年間収益率の推移



※ファンドにベンチマークはありません。

※2016年6月30日が設定日のため、2015年以前の実績はありません。2016年は6月30日から12月末までの騰落率です。

※2024年は1月から6月末までの騰落率です。

※ファンドの騰落率は分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額。基準価額は1万口当たりとします。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込日から起算して6営業日目から販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。 ※申込締切時間は2024年11月5日より原則として午後3時30分までとなる予定です。なお、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2024年9月21日から2025年3月19日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	申込日当日が次のいずれかの場合には、購入・換金の申込みは受け付けません。 ■国内の休業日 ■香港証券取引所の休業日 ■オーストラリア証券取引所の休業日 ■香港の銀行の休業日 ■オーストラリアの銀行の休業日
換金制限	大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情*が生じた場合には、ファンドの購入・換金の各申込みの受け付けを中止すること、あるいは、すでに受け付けた各申込みの受け付けを取り消すことがあります。 *投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等
信託期間	2044年6月20日まで(2016年6月30日設定)
繰上償還	受益権口数が30億口を下回った場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年6月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 販売会社との契約によっては、再投資が可能です。 なお、分配を行わない場合があります。
信託金の限度額	4,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年6月の決算時ならびに償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 ■公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ■配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
スイッチング	シュローダー・アジアパシフィック ESG フォーカス・ファンド(資産成長型)、シュローダー・アジアパシフィック ESG フォーカス・ファンド(予想分配金提示型)間でスイッチングが可能です。スイッチングの際には、換金時と同様に信託財産留保額、税金および販売会社が定める購入時手数料がかかる場合があります。 ※スイッチングの取扱いの有無や内容等は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
基準価額の新聞掲載	基準価額は、計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に「アジア成長」として掲載されます。

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に 3.30%(税抜3.00%)を上限 として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を購入時にご負担いただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価です。
信託財産留保額	換金申込日の翌営業日の基準価額に 0.2% を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。 ※受益者の公平を図るため、ファンドを解約される受益者の解約代金から差し引いて信託財産に繰り入れる金額です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.837%(税抜1.67%)。 運用管理費用(信託報酬)は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。	
	配分(年率/税抜)	役務の内容
	委託会社 0.85%	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への情報提供資料の作成等
	販売会社 0.75%	運用報告書等各種書類の交付 口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等
その他の費用・手数料	受託会社 0.07%	ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等
	委託会社の配分には、シュロダー・アジアパシフィック(除く日本)株式サステナブル投資マザーファンドの運用委託先であるシュロダー・インベストメント・マネージメント(香港)リミテッドに対する報酬が含まれています。	
その他の費用・手数料	法定書類の作成等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用等 ファンドの純資産総額に対して年率0.11%(税抜0.10%)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。	
	組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に関する費用等 ファンドからその都度支払われます。 ※運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。	

※上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。
以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税、復興特別所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税、復興特別所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※外国税額控除の適用がある場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2024年6月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

参考情報

ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	2.28%	内容
① 運用管理費用の比率	1.83%	ファンドの信託報酬
② その他費用の比率	0.45%	法定書類作成等に要する費用、監査費用等

※対象期間は2023年6月21日～2024年6月20日です。

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を対象期間の平均受益権口数に運用報告書作成期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた比率(年率)です。これらの値はかかる前提条件で算出した参考値であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細および最新の状況につきましては、ファンドの直近の運用報告書にてご確認ください。

シュロダー・グループ

- 1804年の創業以来、**200年**を超える歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループです。
- 英国ロンドンを本拠地とし、グローバルで幅広い資産運用サービスを展開しています。
- 運用資産総額は約**157兆円*** (7,737億英ポンド)に上ります。
- **1870年**(明治3年)、日本政府が初めて発行した国債の主幹事として、日本初の鉄道敷設(新橋駅ー横浜駅間)の資金調達に貢献しました。
- **1974年**、東京に事務所を開設。年金基金、機関投資家、個人投資家向けに、資産運用サービスを提供しています。

2024年6月末現在。* 1英ポンド = 203.34円換算。



A series of horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for writing. The lines are evenly spaced and extend across the entire width of the page, starting from the left margin and ending at the right margin. There are 20 such lines in total, providing ample space for a memo or note.

Schroders
シュローダー・インベストメント・マネジメント